

# 仕 様 書

- 1 業務名 令和8年度佐久市学校給食北部センター学校給食配送業務（単価契約）
- 2 業務箇所 佐久市長土呂64番地22 佐久市学校給食北部センター
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務概要

北部センターにおける学校給食のコンテナを使用して管内小中学校8校へ配送するとともに、給食終了後、食器類の回収をセンターの指定した時間に行う。

### (1) 管内小中学校

- ア 岩村田小学校
- イ 佐久平浅間小学校
- ウ 平根小学校
- エ 中佐都小学校
- オ 高瀬小学校
- カ 東小学校
- キ 浅間中学校
- ク 東中学校

### (2) 給食配送車

市所有の4台の配送車を使用し、燃料、定期点検整備等の費用は市が負担する。  
普通貨物自動車 最大積載量2t

### (3) 配送従事者

配送従事者は、給食配送車1台に運転手1名と補助者1名を従事させるものとし、4台分として運転者4名、補助者4名の計8名とする。

なお、配送従事者は業務に対する熟練及び安全性を担保する観点からやむを得ない場合を除き専任とする。

### (4) 運行

ア 配送日数は、208日（予定）とする。

#### イ 経路（基本）

- (ア) 1号車 北部センター ⇄ 中佐都小学校・高瀬小学校 2往復
- (イ) 2号車 北部センター ⇄ 岩村田小学校・東中学校 4往復
- (ウ) 3号車 北部センター ⇄ 平根小学校・東小学校 2往復
- (エ) 4号車 北部センター ⇄ 佐久平浅間小学校・浅間中学校 4往復

#### ウ 時間

- (ア) 配送 概ね午前10時45分から午後12時45分の2時間
- (イ) 回収 概ね午後1時20分から午後2時20分の1時間

※上記の経路及び時間は、見積書作成のための一般的な目安とするものである。学校行事等及びその日の調理状況に応じて若干の変動があるもので、詳細な時間についてはその都度連絡する。

## 5 その他

- (1) 現場を十分確認のうえ、業務に必要な経費はすべて見積りに含めること。
- (2) 受託者（以下「乙」という。）は、作業員に白衣、靴等を着用させ、上着には名札をつけさせること。
- (3) 作業員は、事故防止及び建物、機器等の損害防止に努めなければならない。また、作業中に建物、機器等を損傷したときは、乙はその賠償の責を負うこと。
- (4) 点検業務に使用する機械・器具は、すべて乙の負担とする。
- (5) 乙は、学校給食の配送ということを常に意識し、作業員の健康・衛生管理に注意を払い、伝染病等の疑いがある者を従事させてはならない。
- (6) 業務実施にあたり、労働安全衛生法関係法令に従い十分な安全管理を行い、各種事故、災害発生防止に万全を期すること。
- (7) 作業員は、配送車の整備、清掃等を行い、常に良好な状態で運行できるよう努めること。
- (8) 業務上に知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。
- (9) 本仕様書に該当しない事項については、その都度協議のうえ実施すること。
- (10) 入札書には、1日1台当たりの単価（税抜）を記載すること。